

石綿含有建材調査者(イ)講座 受講に関する Q & A

大阪安全衛生教育センター

I 受講資格関係

Q1 石綿作業主任者技能講習(分類G)の受講資格で受講したいと考えていますが、これから技能講習を受講するため、受講申込書に資格証のコピーを添付することができません。受講申し込みは可能でしょうか？

A 1 石綿作業主任者技能講習修了証を受領できる日を確認いただき、当該修了証が開講日までに提出が可能であれば、「仮予約」として受理いたしますので、当センターの受講申込書を作成し、提出をお願いします。

なお、修了証が届けば直ちにその写しを F A X でお送りください。また、資格証原本は、開講日に必ず持参願います。

Q2 建築に関して11年以上の実務経験を有する者(分類F)の事業者証明について、転職のため、現所属事業場において経験年数が満たない場合、以前の所属事業場の事業者証明が必要でしょうか？

A 2 現所属事業場の事業者が以前の所属事業場の実務経験を含め一括して証明いただくことは問題ありません。

これができない場合は、以前の所属事業場の事業者証明も必要となります。

Q3 建築に関して11年以上の実務経験を有する者(分類F)の事業者証明について受講者本人が個人で事業を営んでいる場合はどのような証明が必要でしょうか。

A 3 個人事業主が受講者の場合、元請事業者、組合の代表者、同業他社等の自身の経験年数を証明することができる第3者に受講申込書の実務経験年数の証明者欄に証明者が、法人の代表者である場合には受講資格にかかる業務の従事年数等必要事項を記載のうえ記名・押印を、個人である場合には受講資格にかかる業務の従事年数等必要事項を記載のうえ署名・押印をしてください。

個人事業主自身で証明する場合には、受講申込書の実務経験年数の証明者欄に受講資格にかかる業務の従事年数等必要事項を記載のうえ自身が署名・押印するとともに、「建設業許可証」、「解体工事業登録」のうちの1つ(写)を客観的に証明する証明書として添付してください。

Q4 建築に関して11年以上の実務経験を有する者(分類F)について、設備工事は建築の実務経験と認められるのでしょうか？

A 4 電気工事、衛生工事などの設備工事は、建築の実務経験として認められています。
また、解体工事も建築の実務経験として認められております。

Q5 受講資格要件(分類C)について、「専門学校の建築学科卒業」は、「短期大学の建築学科卒業」に該当しますか？

A 5 当該講習の受講資格は、「学校教育法による短期大学において建築に関する正規の課程を修めて卒業した者」であるため、いわゆる専門学校や専修学校の建築学科卒業者はこの受講資格要件には該当しません。

Q6 資格証は必ず提出しなければならないのでしょうか？

A 6 受講資格確認のため、受講資格分類A、G、H、I-a及びI-fについては、原本の提出が必要です。（受講日初日に原本を提出いただき、修了試験時にお返しいたします。）

なお、資格証原本の提出が必要な資格は以下のとおりです。

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者（修了試験免除）
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者（修了試験免除）
- ・ 一戸建て建築物石綿含有建材調査者
- ・ 石綿作業主任者
- ・ 特定化学物質作業主任者
- ・ 第一種作業環境測定士
- ・ 第二種作業環境測定士

Q7 受講資格分類 I-g（上記と同等以上の知識及び経験を有する者）とは、具体的に何を指すのでしょうか？

A 7 当該受講資格については、厚生労働省に確認の上、個別に判断しますので、当センターにお問い合わせください。

II 講座の内容について

Q8 「建築物石綿含有建材調査者講習インストラクターコース」の講座名となっていますが、“インストラクター”とは何を意味するのでしょうか？

また、当該講座を修了すれば、どのような資格が取得できるのでしょうか？

A 8 当該講座を受講し、かつ、修了試験に合格すると、「一般建築物石綿含有建材調査者」及び「一戸建て建築物石綿含有建材調査者」のインストラクター（講師）とすることができる講座です。

上記講習は、講習の実施について都道府県労働局長より登録された登録講習機関でなければ実施することができません。

なお、併せて「一般建築物石綿含有建材調査者」の資格が付与されます。当該資格により実施可能な調査には、「一戸建て建築物石綿含有建材調査者」が行うことができる事前調査も含まれます。

Q9 「一般建築物石綿含有建材調査者」と「特定建築物石綿含有建材調査者」の違いを教えてください。

A 9 現行法令では、講習区分や修了試験科目が異なります。

一般建築物石綿含有建材調査者は、座学講習＋筆記試験

特定建築物石綿含有建材調査者は、座学講習＋筆記試験＋実地研修＋口述試験

なお、現行では、石綿等の有無に関する調査業務について、実施できる内容の区分けはありません。

Q10 この講座はなぜ3日間もあるのでしょうか？

A 10 インストラクター業務に役立つ教育技法のほか、石綿有無事前調査詳細表の作成方法に加えて、すぐに実務に役立てられるようその作成演習を追加しているためです。（Q 8、Q 11 参照）

なお、当センターでは、「一般建築物石綿含有建材調査者」の資格のみを取得できる講座は開設しておりません。

当該資格のみを取得できる講座を開催している登録講習機関は(大阪府内では)

- ・ 中災防 近畿安全衛生サービスセンター
- ・ (公社)大阪労働基準連合会
- ・ 建設業労働災害防止協会 大阪府支部 など

詳しくは、都道府県労働局のホームページに掲載されていますので、そちらを確認してください。

Q11 大阪安全衛生教育センターでの受講のメリット(特色)は？

A 1 1 当センターの講座では、当センター(昭和50年代築)の教室を題材とした書面調査、現地調査を行い、さらに石綿有無事前調査詳細表の作成演習を盛り込んだ実践的な講習として好評をいただいております。

Q12 修了試験はどのような問題が出題されるのでしょうか？

A 1 2 修了試験は講習科目の範囲内から出題されます。

なお、修了試験の問題例を毎年3月の1か月間、当センターの事務室でご覧いただけます。(修了試験問題の撮影、コピー等をご遠慮いただいております。)

Q13 修了試験に不合格となった場合はどうなるのでしょうか？

A 1 3 不合格となった場合は、受講した年度から起算して2年後の年度末まで「再試験」を受験することができます。再試験は、概ね2カ月に1回程度、当センターで実施しています。

不合格者には、「受講証明書」「試験結果通知書」「再試験案内書」をお送りしますので、事前申し込みのうえ、再試験を受験いただくこととなります。

また、再試験の実施日程等については、当センターのホームページでもご覧いただけます。

再試験受験には、受験手数料¥5,500(税込み)が必要となります。